

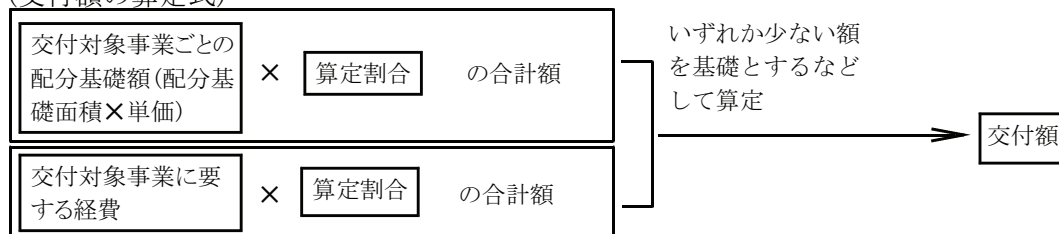
## 学校施設環境改善交付金の交付が過大

5件 不当金額(支出) 5780万円  
(前年度 7件 7760万円)

### 1 交付金の概要

学校施設環境改善交付金は、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるために、国が地方公共団体に対して交付するものである。交付額は、当該地方公共団体の施設整備計画に記載された事業のうち、算定の対象となる事業(以下「交付対象事業」)ごとに文部科学大臣が定める方法により算出した配分基礎額に交付対象事業の種別に応じて同大臣が定める割合(以下「算定割合」)を乗ずるなどして得た額の合計額と、交付対象事業に要する経費の額に算定割合を乗じて得た額の合計額のうち、いずれか少ない額を基礎として算定することなどとなっている。このうち、配分基礎額については、配分基礎額を算定する際の基礎となる面積(以下「配分基礎面積」)を算定して、これに交付対象事業の種別に応じて定められた単価を乗ずるなどの方法により算定することとなっている(次式参照)。

(交付額の算定式)



- ① 大規模改造(質的整備)事業として実施する工事のうち、トイレ改修工事に係る配分基礎面積は、改修工事を実施する部分の床面積の計とする。
- ② 大規模改造(質的整備)事業として実施する工事のうち、省エネルギー型冷暖房設備の導入等の内部環境改善工事等の配分基礎額は、実績報告時に契約後の金額を反映する。
- ③ 危険改築事業において、施設の解体及び撤去事業を複数年度にわたって実施する場合には、事業を実施する年度に施設の解体及び撤去費を配分基礎額に加算する。

### 2 検査の結果

5県の5市町村において、適正な配分基礎面積を超える面積により配分基礎額を算定したり、契約後の金額を反映せずに配分基礎額を算定したりするなどしていたため、配分基礎額が過大に算定されており、交付金計5780万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者(事業主体)	交付対象事業の種別	年度	交付金の交付額	不当と認める交付金の交付額	摘要
岩手県	岩手郡雫石町	大規模改造(質的整備)事業	平成27～29	1億2752万円	1720万円	内部環境改善工事に要する経費について契約後の金額を反映せずに配分基礎額を算定していたもの
山形県	山形市	同	29、30	3億0650万円	230万円	適正な配分基礎面積を超える面積により配分基礎額を算定していたもの
福島県	須賀川市	同	29～令和2	1億8065万円	1784万円	同
埼玉県	戸田市	危険改築事業	元、2	1億8796万円	886万円	施設の解体及び撤去事業を実施していない年度に解体及び撤去費を加算していたもの
熊本県	球磨郡水上村	大規模改造(質的整備)事業	平成28、29	3150万円	1159万円	適正な配分基礎面積を超える面積により配分基礎額を算定していたもの
計	5事業主体			8億3415万円	5780万円	